

# 北海道芸術デザイン専門学校校友会 改正支援制度運用要綱

2024年 1月31日作成 4月1日施行

## 第1章 総則

### ■第一条 目的

本制度は有資格者(別記)が主体となる種々活動企画に対する支援金制度であり第2条以下に定める支援制度運用細目に基づき決定されるものとする。

有資格者:北海道美術学校、北海道総合美術専門学校、北海道芸術デザイン専門学校いずれかの卒業生及び在校生(2023年度から在校生を追加)

### ■第2条 支援の本旨

本校の建学の精神である「熱意」「決意」「創意」に則った活動企画の一助となる事を本旨とする。

### ■第3条 対象支援企画の範囲

本校卒業生(在校生)としてのアイデンティティーに根ざしたクリエイティブ活動(別記)及びそれに付帯する活動企画全般とする。

クリエイティブ活動の定義:アートを付加価値として成立する全ての活動(絵画、彫刻等の純粹芸術、グラフィック、建築、映像コンテンツ、工芸、種々デザイン等々)

- ・個展、グループ展等の実会場での種々展示企画
- ・ウェブサイトによる種々作品発表企画
- ・有資格者による種々交流企画(懇親会、情報交流会等々)  
交流企画は本校校友会活動の本旨である親睦とクリエイティブ活動の為の情報収集の重要な機会と捉え、支援対象に加える事とする。

※以下これらの対象支援企画を「アート企画」と称する

## 第2章 アート企画の評価

### ■第4条 評価項目

申請企画が第3条に合致したアート企画と認められ且つ実施要項が明確な事(目的、実施日時、会場、経費概要等)を基本条件とし

- ・展示、会場規模等の開催規模、期間等
- ・本校卒業生、在校生に対しての影響度(有資格者の参加人数、本校カリキュラムとの親和性等)
- ・アート企画としての公益性(社会生活に対する影響度とそれに伴うアートの普及に対する貢献度等)
- ・魅力度(アート表現としての革新性や将来性等)

上記を以って支援の評価判断指標とし支給の有無、及び支給金額は役員協議を通じ決定し、本校校友会会長の承認をもって確定する事とする。但しこれらの評価は企画そのものに対する評価であり、個別の作品に言及し決定されるものではない。

#### ■第5条 支援金額の決定と支給対象者

支援金はアート企画の評価に対して供与されるものであり、その申請代表者に支給されるものとする。

- ・アート企画運営に関わる原資は原則として運営者自身が調達すべきものであり支援金を前提とした運営計画は原則受け付けない事とする。
- ・支援金は原則として実施前及び実施期間中に支給されるものとする。
- ・営業活動による収益を主目的としたアート企画(物販、有償セミナー等々)は本制度の趣旨に該当せず申請対象から除外する事とする。

#### ■第6条 支援金の上限及び制限

偏りがない幅広い供与の観点から一案件に於いて10,000～30,000円を原則とする

- ・同一アート企画に対しての支給は同一年度内(同年4月1日から翌年3月31日)は一度限りとし、再申請による支給も通算2回までを限度とする。

同一アート企画の定義:主催者、手法等が事実上一致していると解釈出来るアート企画。

#### ※特例事項 第4条に鑑み

- ・特に有意義と判断されたアート企画に対しては役員会の承認の上、限度枠を超えた支給を可能とする。
- ・特に有意義と判断された継続的アート企画に対し役員会の承認の上2回以上の複数回支給を可能とする。

付帯事項:支援決定企画は当会支援企画である事の明示(フライヤー等の告知掲示物等)を努力義務とし本会はブログ等で開催状況等を掲示する事を原則とする。

#### ■第7条 支援金の返納請求

下記に該当する可能性が認められた場合、速やかに役員会を開催し認定された時点で支援金の返還請求を行う事が可能とし、支給者もそれを前提として供与を受けるものとする。

- ・申請と著しく実施内容が異なる場合
- ・法律や社会規範に照らしそれに反した実施内容が認められた場合。

### 第3章 運用細目変更規定

#### ■第8条 運用細目の追加、変更

本支援制度の運用細目は役員会協議の上、追加、変更を加える事が出来る。その施行は公示後直ちに効力を持つものとする。